



宮 崎 県 公 報

平成25年 1月30日（水曜日） 号外 第3号

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

告 示

宅地建物取引業法に基づく行政処分のための公

頁

開の聴聞.....（建築住宅課） 1

告 示

宮崎県告示第51号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第65条第 1 項の規定による行政処分について、同法第69条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第16条の15第 5 項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成25年 1月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 日 時 平成25年 2月 6日 午後 2時
- 2 場 所 宮崎市橋通東 2丁目10番 1号
宮崎県庁 1号館 6階 161会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 商号又は名称 株式会社ツカサ
 - (2) 代表者氏名 代表取締役 河上 美佐雄
 - (3) 主たる事務所の所在地 宮崎市大字生目4564
 - (4) 免許証番号 宮崎県知事(1)第4650号
 - (5) 免許年月日 平成24年 8月 2日

行政手続法（平成 5年法律第88号）第17条第 1 項に規定する関係者が聴聞に参加しようとするときは、聴聞の期日の 5 日前までに知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則（平成 6年宮崎県規則第41号）第 4 条第 1 項の規定により、聴聞参加許可申請書を宮崎県県土整備部建築住宅課に提出しなければならない。